

## \* 高校生活を送るにあたって \*

学校生活を送るうえで大切なことは、全員が安心して過ごせることです。ルールを守り、マナー（挨拶を交わす、正しい言葉を遣う、身だしなみを整える等）を身に付けていきましょう。また、通学時においても、態度や言動について、高校生として地域や社会の期待に応えられるよう心がけてください。

### 1 服装規程等

本校生徒の登下校及び学校生活における服装等については、以下のように定めています。制服の着用に関しては常に身だしなみに注意し、着崩すことなくきちんと着用してください。

#### (1) 学校指定の制服について

##### 〈フォーマル規程〉

式典及び学校が指示する行事等で着用すること。

- ・夏季以外 ジャケット、カッターシャツ（白）、ネクタイ又はリボン、スラックス又はスカートを着用する。カッターシャツの第1ボタンをとめ、ネクタイ又はリボンが第1ボタンの上にくるように緩めず着用する。スカート丈は膝にかかる程度とする。なお、セーター、ベストはジャケットの中に着用してもよい。
- ・夏季 カッターシャツ（白）、スラックス又はスカートを着用する。カッターシャツの第1ボタンは外してもよい。なお、ベストを着用してもよい。



##### 〈通常規程〉

気候や体調に合わせて、学校指定制服の組み合わせを自己決定して着用し、身だしなみを整えること。

- ・登下校は学校指定制服を着用する。ただし、土日祝、長期休業中において部活動のため登校する場合は、届け出た練習着で登下校してもよい。
- ・カッターシャツ（白、ピンク、ブルーのいずれか）、スラックス又はスカートを着用する。カッターシャツの裾をスラックスやスカートの中に入れる。
- ・ジャケット、セーター、ベスト着用の有無は各自で判断する。
- ・ネクタイ、リボン着用の有無は各自で判断する。ただし、ネクタイ、リボンを着用する場合は、カッターシャツの第1ボタンの上にくるように緩めず着用する。
- ・スカート丈は膝にかかる程度とする。
- ・冬季において、ジャケットを着用しても寒い場合は、防寒着を着て登校してもよい。ただし、ジャケットを着用せず防寒着のみで登校することは不可とする。なお、華美な服装は避けること。

##### 〈上履き（スリッパ）〉

学年別に色分けしたものを履き、必ず記名（名票と同じ表記）すること。記名以外の文字や絵を描いたり、シールを貼ったり装飾してはいけない。

(2) 学校指定以外の服装等について

ア 靴下は服装の統一感を損なわない色彩とする。タイツやストッキングは無地とし、同じく服装の統一感を損なわない色彩とする。

イ 靴は、革靴（ハイヒール・ブーツ・厚底靴は不可）又は運動靴とし、服装の統一感を損なわない色彩とする。

(3) その他留意事項

ア 健康上・身体上その他の理由で、特に上記以外の服装を必要とする場合は、ホームルーム担任に申し出て、生徒指導部の許可を受けること。

イ 身だしなみの乱れや着崩しにつながる制服の加工・変形は認めない。また、不必要な装飾品の着用を禁止する。

ウ 上記に反する加工等を行い原状回復が不可能となった場合には、再購入することとする。

## 2 自主活動

自主活動は、高校生活を送る上で欠かすことのできない大切なものであり、ホームルーム活動や部活動は自主活動の根幹となるので、積極的に参加してください。

なお、活動に当たっては、次の点に留意してください。

(1) 校内美化に努めること（ゴミを散乱させず、常に清掃やゴミの分別処理を心がけること）。

(2) 早朝の活動は、午前7時より担当教員の付き添いのある場合に限り認める。

(3) 朝練習を含み、平日3時間の活動を原則として、午後6時完全下校とする。ただし、1時間を限度に活動延長（午後7時完全下校）を認める。

(4) 定期考査の1週間前から定期考査終了の前日までを原則活動停止期間とする。

## 3 通学・校内生活

全員が、安心・安全に学校生活をおくれるよう、お互いを尊重し、協力をして過ごしていきましょう。

なお、特に次の点には留意してください。

(1) 染髪やパーマなどの頭髪加工（ドライヤーやヘアアイロン・コテの過度な使用による熱加工も含む）・髭、化粧、ピアス等の装飾品やカラーコンタクトレンズの着用は禁止する。

(2) 各自の持ち物には記名し、貴重品は必ず身につけるよう心がけること。盗難にあった場合や落とし物をした場合は、クラス担任に連絡し、生徒指導部に届け出ること。

(3) 学習に必要なない物品（ゲーム機、トランプ、カードゲーム等）の持ち込みは、原則として禁止する。また、スマートフォンや携帯電話などのゲームアプリの使用を禁止する。

(4) 学校内外を問わず、食べ歩きを禁止する。登下校中及び校内では食事のマナーを守り、ゴミ類を出さないように心掛ける。

(5) スマートフォンや携帯電話は、校内への持ち込みを可とするが、昼休みと放課後以外（特別な場合を除き）電源を切って鞆の中に入れること。昼休みや放課後に使用する場合は、節度をもってルールやマナーを守ること。

(6) 学校で購入したタブレットは、主体的に学習に使用し、校内では学習に関係のないこと等に

使用しないこと。

- (7) スマートフォン・携帯電話や学校で購入したタブレットの取り扱いについては、情報モラルを守って使用すること。

## 4 特に注意すべき事項

- (1) アルバイトは原則として禁止しています。家庭の経済的理由でやむを得ず行わなければならない場合は、保護者・ホームルーム担任の同意を得て、別の定めに基づき生徒指導部に届け出の上、校長の許可が必要になります。その際、酒類の提供を主たる内容（居酒屋、ホテルの宴会係等）にしているなど、高校生として相応しくないアルバイトは禁止しています。

- (2) バイク・自動車の運転・免許取得は、自他ともに「命を守る」との趣旨から厳禁しています。

- (3) 以下に示す行為に至った場合は重大な規律違反と考え、特別指導（指導措置）を行います。

- ・授業妨害、定期考査等における不正行為（受験心得違反）及び幫助、解答の改ざん
- ・故意による器物損傷・破損
- ・暴言、暴力
- ・脅迫、恐喝、万引き、窃盗
- ・いじめ（ネット上のものを含む）
- ・薬物等乱用
- ・凶器及び類似物所持
- ・SNSの不正使用（なりすまし、不正アクセス等）
- ・バイクの『4ない運動』違反
- ・盗撮や情報モラル逸脱行為（ネット上での誹謗・中傷、他人の個人情報公開等）
- ・飲酒及び同席、アルコール飲料（アルコールテイスト飲料含む）の所持、類似する行為
- ・喫煙及び同席、タバコや喫煙具（マッチ、ライター、電子タバコ等）の所持、類似する行為
- ・不健全娯楽（パチンコ、競馬等のかけごとを含む）及び関連施設入場
- ・スマートフォンや携帯電話の校内持ち込みに関する規定に反する使用・利用
- ・その他、学校生活の秩序や生活規律を著しく逸脱、混乱させる行為、必要な指導を無視・拒否する行為など

## 5 自転車通学について

自転車通学は、許可制としています。自転車通学を希望する生徒は、「自転車通学許可申請書」を生徒指導部へ提出し、許可を受けてください。通学には、レインウェア（カップ上下セットが望ましい）を用意し、通学用自転車（車体後方の見やすい場所）に指定のステッカー（1枚60円で購入）を貼り、指定の場所に駐輪してください。入学後に、レインウェア（氏名を明記）を確認し、ステッカーを販売します。

駐輪時は、盗難防止のため、鍵は二重（2ロック）にしてください。また、自転車通学時に被害・加害両面での事故が増加しています。登下校中の自転車事故については、本校は全国PTA賠償責任保険に加入しています。傷害についても日本スポーツ振興センターの災害共済給付契約に加入していますので、平成30年4月1日からの京都府の自転車損害保険加入義務化の条例に対応していますが、示談交渉サービス等が付与されていないので、各家庭で任意保険（傷害・賠償責任等）の加入を推奨します。

なお、令和4年4月27日に公布された「**道路交通法の一部を改正する法律**」（令和4年法律第

32号)により、令和5年4月1日から全ての年齢層の**自転車**利用者に対して、乗車用ヘルメットの着用が**努力義務**となりました。

また、学校までは自転車を利用しないが自宅から最寄駅まで自転車を利用する場合（ステッカーの購入は不要）についても、同様の手続きが必要となります。